

平成二十二年五月十八日受領
答弁第四五七号

内閣衆質一七四第四五七号

平成二十二年五月十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出今春の新入社員の初任給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出今春の新入社員の初任給に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、毎年の「賃金構造基本統計調査」において、六月末時点で事業所に雇用されている新規学卒者の初任給について、調査を行っているところである。

二及び三について

御指摘の調査については政府としてお答えする立場にないが、賃金等の労働条件を定める労働契約は、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）等を踏まえ、労働者と使用者が対等の立場における合意に基づいて締結すべきものである。